

平成21年度長崎地方裁判所委員会（第2回）議事概要

日 時 平成22年2月22日（月）午後3時00分～午後5時00分

場 所 長崎検察審査会議室

出席者

（ 委 員 ） 安達一藏，石井義規，井田洋子，岩下加代子，榎下義康，
太田康英，水上正博，森永玲
（五十音順，敬称略）

（事務担当者）永田事務局長，久保民事首席書記官，濱崎刑事首席書記官，
丸尾総務課長，山田簡裁庶務課長

議事要領

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 前回の委員会意見に対する裁判所の対応報告

1 「裁判所Q&A」の長崎新聞への掲載について

長崎新聞に掲載された「裁判所Q&A」の記事について報告した。

2 前回，御意見をいただいた裁判員選任手続での対応について，次のとおり報告した。

(1) オリエンテーションで使用するDVDについては，裁判員に選任されない人もいることから，後半部分の裁判員に選任された後の説明部分については，上映しないようにした。

(2) 裁判員に選任されなかった裁判員候補者の接遇について，希望される方には法廷見学を実施している。

(3) オリエンテーションでは，難しい言葉を出来るだけ使用せず，分かりやすく説明するように心がけている。

第4 協議

(※ □は委員長の、○は委員の、●は事務担当者の発言。以下同じ。)

(1) 接遇面・安全配慮面から見た裁判員候補者の負担軽減について

初めに、濱崎刑事首席書記官が長崎地方裁判所で実施している裁判員候補者に対する接遇・安全配慮についての説明を行った上で協議に入った。

また、濱崎刑事首席書記官の説明の中では、これまでの長崎地方裁判所で行われた裁判員裁判のスケジュールが、おおよそ1日目の午前中には選任手続、1日目の午後から3日目の午前中までが審理、3日目の午後から4日目の午前中までが評議、4日目の午後に判決宣告が行われていること、そして、審理と評議の時間をさらに確保するため、選任手続を実際の裁判とは別の日に行うことを検討していることが説明された。

□ 実際に裁判所に来られる裁判員候補者の方が裁判員又は補充裁判員に選任される確率は何パーセント位か。

● これまでは、30人から40人程度の裁判員候補者の方が裁判所に来られ、その中から裁判員6人と補充裁判員3人が選任されている。

□ 審理と評議の時間を確保するために、前の週に選任手続だけを行い、実際の裁判を次の週に行うというようなことについて、裁判員の負担が増えることになるのだが、どのように考えられるだろうか。

○ 裁判員の負担を軽減することは必要だが、重要なのは裁判が適正に行われることなので、そこに重点を置くべきではないか。

○ 裁判員は何時まで裁判所にいることになるのか。

● 裁判員の方の帰りの交通手段も様々なので、基本的には午後5時までに帰れるようにスケジュールを組んでいる。

○ 選任手続を別の日にすることに関して、裁判員を経験された方にアンケートを取っていないのか。

● 裁判員経験者の方にアンケートはお願いしているが、選任手続を別の日にすることについては、今のところアンケートの項目には入っていない。

- 経験された方の話を聞いてみないとはっきり判断はできないが、先程の説明の中で話されていた、金曜日の午後を選任手続を行い、翌週から裁判を行うやり方でも、大きな負担があるとはあまり感じないが。
- 離島の人からすると、金曜日に長崎に出てきて、一度離島に帰った後、また翌週に長崎に出てくるのは大変ではないか。それに、金曜日に裁判員に選任されると、裁判員に選任されたということで土曜日も日曜日も緊張して、翌週の裁判も含めると一週間も緊張することになり心理的な負担が長くなりすぎるのではないか。
- 離島在住の高齢者の方が裁判員に選ばれた場合には、やはり負担は大きいと思う。
- 負担軽減も大事だが、審理時間が短いということの方が重要だと思うが、実際に審理時間が足りないということがあるのか。
- これまでの裁判員裁判で審理時間が足りなかったということはないが、裁判員の方は裁判が初めてなので、裁判の各手続毎に説明をする必要があり、もう少し時間に余裕があれば、もっと裁判員の方に説明ができるのではないかと考えている。
- 裁判員の方は裁判が初めてで緊張しているので、従来の裁判のように2時間も3時間も連続して審理を行うことはできず、1時間の審理毎に15分程度の休憩を挟む必要がある。そうすると通常の裁判に比べて審理時間を要することになる。また、弁護人や検察官の持ち時間にも影響してくる。
- それによって審理が短くなるのは良くない。裁判の日数を5日間とか6日間にして、余裕をもって裁判をすることを検討すべきではないか。
- 現在検討しているのは、自白事件等の比較的審理時間が短い事件であるが、否認事件等になると、当然裁判の日数は長くなり、1週間やそれ以上の期間が必要になってくることもありうる。
- 例えば、審理時間を確保するために、2日目と3日目の終了時間を午後

5時から午後6時に延ばすことは考えられないのか。

- 被告人の身柄を拘束している場合には、拘置所等の対外的な問題もあり、また、実際に佐世保市から長崎の裁判所まで通われた裁判員の方もいたので、現在のところ、終了時間は午後5時でスケジュールを組むことにならざるを得ない。
- 最初の説明では裁判員に選ばれなかった裁判員候補者の方には、法廷見学を実施しているとのことだが、どの程度の方が法廷見学を希望しているのか。
- 現在のところ、毎回十数の方が法廷見学を希望され、実際に裁判員裁判が実施される隣の法廷を見学していただいている。また、当日午後からの裁判員裁判を傍聴された裁判員候補者の方もおられた。
- 裁判員に選ばれなかった裁判員候補者の方から不満等はないのか。
- 公表されている全国版の裁判員候補者のアンケート結果を見ると、制度上やむを得ないという意見もあれば、負担だという意見もあるようである。

(2) 民事調停事件の現状について

初めに、山田簡裁庶務課長が民事調停事件の現状についての説明を行った上で協議に入った。

- 説明によると、多重債務関係では、特定調停が減って、訴訟が増えているということか。
- そうである。
- これまでは、借金が多くて支払いができないからということで特定調停が申し立てられていたが、最近は、支払い過ぎたお金を返してくれという訴訟が増えているということか。
- そうである。
- 特定調停が少なくなったのは、どのような理由からか。
- はっきりしたことは言えないが、消費者金融会社が多くの過払いの案件

を抱えており、司法書士や弁護士の代理人が事前に交渉しても、なかなか支払いに応じず、訴訟で支払えという判決が出ないと支払わないということで、調停ではなく訴訟の申し立てが増えていると思われる。

- 簡易裁判所の訴訟では、司法書士が代理人になることができるので、そのことが影響して訴訟が増えているのではないかとも思われる。
- 特定調停以外の通常の調停事件の傾向としては従来どおりなのか。
- あまり変わらないと思われる。
- 裁判所としては、今後調停事件が増えた場合には対応できるのか、また、一般の方への広報はどのように考えているのか。
- 調停事件数は現在かなり減っており、調停事件が増えたとしても対応可能な状態であると思われる。また、広報については、初めに説明がなされたように、長崎新聞の協力を得て「裁判所Q&A」の中でも調停事件について掲載させていただき、去年は調停協会がメルカ築町で調停無料相談会を実施したりしている。
- 裁判以外での公正な解決を図る方法として調停は歴史も古く、相応数の調停委員を任命しているので、裁判所としてはどんどん利用してもらいたいと思っている。
- ただ、調停手続について、一般の方にはなかなか理解されていないのではないか。
- 調停の申し立てをする際には、訴訟の申し立てをする時のような法律の要件に沿った主張を記載して提出する必要はなく、紛争の要点や実情を記載すればよく、また、一般的な貸金の返還等の申し立ては、申立書を裁判所に備えており、訴訟よりも利用しやすい手続きになっている。
- 弁護士として調停手続はどのような時に利用されるのか。
- 近所の問題だったり、貸借の問題だったりすると、訴訟よりも話し合いで解決する調停を利用する方が良いということはある。

- このような問題だったら調停手続ができるというような案件を具体的に列挙しておけば、調停手続を利用する人が増えるのではないか。
- 調停手続のメリットとしては、弁護士に委任しなくても、ある程度話を進めることができ、また、費用があまり掛からないという点もあるので、このあたりを広報すれば良いのではないか。
- 調停手続の広報活動については、調停協会も無料調停相談会を開いて広報しているが、工夫をしながら今後も広報していく必要があると思われる。
- 調停制度は素晴らしい制度だと思う。浜の町アーケードのデパート等でPRしたらどうかと思う。
- 調停手続は、いずれは裁判所の庁舎外に出た方が良いと思う。長崎のような狭いところでは難しいかもしれないが、東京などではデパートの中や他の公共施設の中で調停が行われており、一般の方もその方が利用しやすいのではないか。
- 相談窓口は一つの総合窓口にした方が良いと思う。調停の相談も生活の相談も一般の相談もできるように合同窓口にした方が良いのではないか。
- 相談窓口を複合化すると、一般の方は調停手続の相談に行くことの抵抗感が減るのではないか。
- 裁判所というと、怖いイメージで、関わり合わない方がよいというイメージが浸透しているので、そのあたりのイメージが払拭されると良いのではないかと思う。

第5 次回期日及び協議テーマについて

(1) 次回期日

平成22年9月21日(火) 13:30

(2) 次回協議テーマ

追ってアンケートで意見を伺う。